

長浜市社会福祉協議会
ふれあいサロン支援事業実施要綱

(目的)

第1条 地域において高齢者・障害者・子供など、すべての地域住民を対象にともにふれあえるサロンの支援を行う。ふれあいサロン事業は、誰もが住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう世代間の交流をすすめる、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士のたすけあい・支えあいの輪を広めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 市内の自治会程度の小地域で、サロンを開催する団体（ボランティア・自治会・福祉委員会等）

(サロン参加者)

第3条 全地域住民を対象とするが、特に高齢者（昼間ひとりの方、閉じこもりがちな方）の方や障害のある方、子育て中の親子の方などに積極的に参加を呼びかけるものとする。

(支援内容)

第4条 地区社協より推薦された団体に対し、サロン立ち上げのための助成金、運営のための助成金を支給する。助成金は前金払にて支給する。

- 2 サロンの開催に際し、必要な情報の提供や助言等を行う。
- 3 サロンの運営に対する研修を行う。
- 4 その他、サロンの運営にあたり本会が必要と認めること。

(助成期間・金額)

第5条 サロンの立ち上げ支援として3年間、年30,000円を助成し、4年目以降は、年10,000円を助成する。

- (1) 初年度 サロン実施予定回数 5回以上（助成対象期間4月～翌年3月）
助成団体数は10団体を限度とする。
- (2) 2、3年目以降 サロン実施予定回数10回以上（助成対象期間4月～翌年3月）
- (3) 4年目以降 サロン実施予定回数 10回以上（助成対象期間4月～翌年3月）

(申請方法)

第6条 助成金の申請方法については以下のとおりとする。

- (1) 申請受付期間 4月1日～10月31日
但し、継続団体については5月末とする。
- (2) 提出書類 実施団体推薦書（初年度のみ）、事業計画書、予算書、請求書
- (3) 事業完了後、事業報告書と決算書の提出（4月30日まで）

(残金の取り扱い)

第7条 精算額が助成金を下回った場合は、その精算額をもって助成金とする。

(付則)

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(注意事項)

1. 自治会程度の小地域とは、歩いていける程度の範囲を目安とします。
2. サロンは月1回以上開催してください。気象条件等を考慮しても、少なくとも年10回程度（初年度は5回程度）開催してください。
3. 市社協から直接サロン実施団体へ助成金を交付しますので各団体にて収支の管理をしてください。
4. 助成は立ち上げの援助と捉え、助成終了後も自主的に継続してください。参加費の徴収等、助成終了後の運営体制についての整備をお願いします。
5. 地域の方の理解・協力を得て、地域のボランティアの参画により企画・開催してください。また、地域のボランティアの育成についてもご協力ください。
6. 市社協・地区社協は実施にあたり、必要な協力を行うものとします。